

ABN AMRO Bank N.V.
Banco Santander Central Hispano, S.A.
Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd.
Barclays
Citigroup
Credit Suisse Group
Deutsche Bank AG
Goldman Sachs
HSBC
J.P. Morgan Chase
Société Générale
UBS AG

リスクに応じたモニタリング、抽出、検索に関するウォルフスバーグ声明

(日本語仮訳)

1. 前文

金融機関からなるウォルフスバーグ・グループ(注1)では、これまで、プライベートバンキング業務における国際マネーロンダリング防止ガイドライン、テロリズム金融の抑止に関する声明、コルレス取引におけるマネーロンダリング防止原則を公表してきた。これらすべてにおいて、潜在的に異常または疑わしい動きや取引を特定し、関係当局に報告するために、取引や顧客を適切にモニタリングする必要があることを述べている。しかしながら、これらのガイドライン、声明、原則では、取引や顧客のモニタリング、抽出、検索を含むリスクに応じた手続の開発に関する事項について触れていない。それゆえ、ウォルフスバーグ・グループでは、金融機関が適切なモニタリング、抽出、検索手続を開発させるに当たって取り組むべき事項を特定するため、本声明を作成するものである。

ウォルフスバーグ・グループは、各金融機関全体、また各業務内容(リテール、プライベートバンキング、コルレス、ブローカー・ディーラー)によってリスク度合いが異なると認識している。しかしながら、モニタリング、抽出、検索手続は、正当に見える行為とは区別できる特徴をもつ顧客や取引を検出することのみに限定されると理解されなければならない。資金洗浄者やテロリストは、正当な取引を装うためにありとあらゆる手段を講じるため、良い顧客と悪い顧客、受けることができる取引と違法の可能性がある取引を峻別することは、場合によっては不可能ではないとしても、非常に難しくなっている。しかしながら、我々は必要に応じてITシステムを用いつつ、潜在的な疑わしい取引を特定する効率的かつ実効性のある手続やシステムの導入について、最善の努力を払うことを誓約するものである。

2. 定義

• リアルタイム抽出（抽出）

経済制裁、通商禁止、その他措置に反して、資金が支払われることを防ぐため、取引実行前に支払指示（例えば電信送金時）を篩い分けするもの。

• 遡及的検索（検索）

現存する口座または解約済口座の過去の特定取引を見つけること。

• 取引モニタリング（モニタリング）

一取引及び一連の取引フローについて、異常な取引を特定するために、実行した取引を事後監視すること。

3. 金融機関の役割

金融機関は異常な動きや、動きや取引の異常なパターンを特定する適切な手続きを保持しなければならない。異常な取引、パターン、動きすべてが必ずしも疑わしい訳ではないため、金融機関は他の諸条件の中から、資金洗浄の可能性に関して、その動き、パターン、取引が本来的に疑わしいかどうか分析し、決定することができる能力を有しなければならない。疑わしい動き、パターン、取引は、現地法規制に基づき、関係当局に報告されなければならない。

金融機関が口座の動きや取引をモニタリングすることは、この役割の履行を確実にするための一手段である。同様に、金融機関は、関係政府当局よりリスト化されたテロリストやテロ資金の可能性のある支払指図を他の取引から抽出するための手続きを保持しなければならない。金融機関は関係政府当局からの検索要請には即対応しなければならない。

4. リスクに応じたアプローチ

従来、いくつかの政府当局から発出されたモニタリング、抽出、検索に関する法規制は、リスクに応じたアプローチがとられていなかった。その代わりに、政府命令は、例えば大口現金取引報告といった敷居値を設定したり、通商禁止または経済制裁というような金融機関が対応しなければならない特定情報を与えることによって、金融機関から情報を収集することに焦点を当てていた。この情報収集や報告義務は、報告されている動きや取引が「疑わしい」ということが暗示されている。しかしながら、例えば、すべての大口取引が「疑わしい」ということではないので、モニタリングは敷居値に焦点を当てて限定するべきではなく、既知取引や予想取引と比して異常な取引を認知することを目的とするべきである。

口座開設におけるデューディリジェンスがリスクに応じたアプローチであるのと同様、モニタリング、抽出、検索手続もリスクに応じたものであるべきである。モニタリングにおけるリスクに応じたアプローチは、口座開設時に用いられるリスクに応じたアプローチと密接に関連し、リスクの減少要因及び増加要因とも考慮しなければならない。金融機関が、顧客が当該金融機関においてどのような動きをしようとしているかを含め、顧客のことを知れば知る程、現状の動き、過去の動き及び将来の動きとの差異を識別する能力が高まることとなる。その能力は、異常なまたは疑わしい動きが存在するかどうか、決定するに資する重要な情報を金融機関に供給することとなる。

金融機関は、各事業部門が伴うリスク、例えば規模、事業の性質、全体のモニタリング手

続に関連して、IT システムの利用を考えなければならない。それゆえ、リスクに応じて、異なるレベルのリアルタイム抽出、遡及的検索、取引モニタリングシステムの導入というアプローチが必要となる。

4.1 リアルタイム抽出

リアルタイムの取引抽出とは、取引実行前に支払指図（電信送金）を抽出、篩い分けすることを言う。リアルタイム抽出は、典型的には、通商禁止、経済制裁を科すために利用される。リアルタイム抽出は、政府当局より金融機関に通知された個人または団体向けまたはそれらからの支払を特定するために最も効率的に利用することができる。実行前に支払を止めるためには、抽出がリアルタイムでなされることが重要であるが、一方、自動入金化（STP）に悪影響を与える可能性がある。それゆえ、決済システムにより定められた時間内に適切な支払が完了するためには、当局側に対してタイムリーな行動が求められる。

リアルタイム抽出の質を向上させるために、ウォルフスバーグ・グループは次の点が極めて重要であると信ずる。

- リアルタイム抽出は、通商禁止、経済制裁に関する篩い分け、抽出のために利用されなければならないが、金融機関は政府当局から特定された者以外の氏名を抽出することを求められるべきではない。
- リアルタイム抽出の技術は、政府当局から提供された適切なリストに合致するかどうかのみを求めように運用されるべきである。
- 金融機関は政府当局から提供された氏名の質、完全性を信頼することができる。
- リアルタイム抽出を行う上で、金融機関に提供されなければならない情報の量および種類について、基準が設けられなければならない。それらには、間違っただけ（一見合致しているが、主観的に見れば誤りであるもの）が数多くならないように、氏名、誕生日やその他関連した特有の識別情報が含まれなければならない。

4.2 遡及的検索

遡及的検索は、金融機関のポリシーや手続に従い、リスクに応じた継続的デューディリジェンスや追加的デューディリジェンスの結果として行われる。遡及的検索は、捜査指示や令状のような政府当局や司法から金融機関に対する特定情報の検索要請の結果として行われることもある。ウォルフスバーグ・グループは、関係する取引や口座を突き止め、割り出すために、遡及的検索は価値有る手段であると確信している。しかしながら、金融機関や政府当局の間で、どのように遡及的検索が行われるべきか、金融機関においてどのような記録が検索対象となるか、統一性がない。統一性が無く、不明確であることにより、人手による検索に時間が浪費されることもたびたびである。

金融機関が行内手続に則って遡及的検索を行う場合、その検索がリスクに応じたものであるか注意しなければならない。金融機関は、顧客や取引リスクに応じて適切なデータを特定して、実効的かつ効率的な検索ができるようなデータソースを特定しなければならない。

統一性は、金融機関にとっても必要であり、司法当局の活動にとっても利便性がある遡及的検索を生み出す。その発展のための手段の一つとして、ウォルフスバーグ・グループは、政府当局に対して、金融機関と協議の上、電子保存する価値のあるデータ（例えば本人確

認情報、真の受益者の情報、取引情報)の形式を特定すること、また、金融機関に対して遡及的検索を実効的かつ効率的に行うことに資する電子的形式でそのような情報を作ること努めることを推薦する。

4.3 取引モニタリング

異常な、または疑わしい可能性のある取引についての継続的モニタリングの大半は、取引モニタリングによって行われている。資金洗浄の可能性について、リスクに応じて取引モニタリングするためには、資金洗浄についての潜在的リスクを特定し、取引全体のリスクと比較するために、リスク格付する手段を提供するようなリスクモデルの開発が要求される。適切な取引モニタリングのプロセスにおいては、特定されたリスク(取引の地勢的場所、行われた商品・サービスの種類、当該取引の顧客の種類)に対する取引情報と、当該取引が異常または疑わしいと判断するための資金洗浄や不法行為の異なる類型が比較される。

このアプローチは、標準的な類型や基準となるものから逸脱した取引の識別を助け、また、リスクに応じた調査や分析を可能にするようなモデルの存在を要求している。このようなコンセプトに基づいた取引モニタリングは、リアルタイム抽出や遡及的検索にそぐわない取引を検証する必要な領域を提供する。

ウォルフスバーク・グループでは、以下の指針を引き続き発展させていく。

- 合理的な、リスクに応じた評点/警報の特定
- モデルのエラー耐久性についての金融機関同士の類似性の確保
- 異常さまたは疑わしさのレベルや度合いを理解するための業界標準の確立
- 現行モニタリングプロセスにおける特定された敷居値の可変性・拡張性

5. リスクに応じた取引モニタリングの基準

リスクに応じた取引モニタリングの実効的なプロセスは以下の通りでなければならない。

- 疑わしい動きや異常なパターンを識別するため、顧客口座/取引履歴と当該顧客の特定属性情報や関連グループとの比較、顧客口座/取引履歴と確立されたマネロン基準・シナリオとの比較を行う。
- 顧客または取引の特定データとリスク評点モデルの比較を行うプロセスを確立すること。
- 異常な取引を指摘するというよりはむしろ、ある顧客にとっての通常取引が何かを学習し、パターン認識ができること(例えば、大口取引はすべて異常というわけではなく、たやすく説明がつくものもある)。
- 異常な取引が識別されれば、警告を発すること。
- これらの警告が金融機関内で適切に管理され、要請されている当局届出がなされていることを確認するために、追跡すること。
- 行内監査、外部監査の記録が維持されること。
- 適切な統合情報、統計を提供すること。

6. 結論

リスクに応じた取引モニタリング、リアルタイム取引スクリーニング、遡及的搜索は、統合的なマネロン防止プログラムに組み込まなければならない。これまでの経験から、疑わしい動きのモニタリングについての現状の政府基準は、リスクに応じたものではない傾向にあり、潜在的なマネロン活動を識別するのに効果が不十分である。ウォルフスバーグ・グループは、リスクに応じたアプローチは、合法的な動きと区別することができるという程度において、異常または潜在的に疑わしい動きをモニタリングすることの実効性を向上させるものと信じている。このため、ウォルフスバーグ・グループは、個々の金融機関の必要性に応じて十分な柔軟性は必要だが、統一的な基準や指針を設けるためのリスクに応じたモニタリングモデルを導入することを支持する。ウォルフスバーグ・グループは、実効性のある、リスクに応じたモニタリング、抽出及び検索モデルを確立するために適切な基準や標準を発展させていくことを確約する。

注1) ウォルフスバーグ・グループは、以下の主要な国際的金融機関よりなる。ABN AMRO Bank N.V., Banco Santander Central Hispano S.A., Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., Barclays Bank, Citigroup, Credit Suisse Group, Deutsche Bank AG., Goldman Sachs, HSBC, J.P.Morgan Chase, Société Générale, UBS AG。

原文は英語版参照のこと。